

の外一切の環境に對するその心持ち、その態度に至つては、これは早い時から養はなければ、後から附加へることは仲々むづかしいし改める事は猶更むづかしい。後になつて修復する事が必ずしも出来ないわけではないけれども、然かし修繕したものは、初めからよくこしらへたものに較ぶべきもない事は、我々日常使ふ器物に於てもさうであつて今更ら言ふまでも無い所である。仕上げを重んじて、素地を輕んずるのは、人間の近視眼的弱點であつて、どうし

## 米國に於ける母性保護法案

毎日の新聞を注意して讀まれる方々は必ず御氣づきの事と思ひますが、舊臘十一月二十三日の各新聞に、「米國大統領ハーディング氏が母性教育補助の爲め六百萬弗を支出する旨を母性保護法案に署名した」といふ事が掲載されてありました。之は、兒童保護の聲の激しい今日、誠に興味深い報知と思ひますから、この母性保護法案といふのは如何なるものであるか、又序でに最近の米國に於ける母性保護、

てもほんどうに良いものは、素地から仕上げまで、充分に注意を加へて造り上げられたものであらう。この意味に於て我々は、幼兒教育の尊さをしみじみと感ずるものである。世の中が開ければ開ける程、教育の道が進めば進む程、保育事業の使命は益々その重大さを加へるであらう。そして、早くも、この點に著眼したフレイベルの考は、幾度となく振り回つて、篤と眺めらるべき意義と價値を有つてゐるやうに思はれる。

内務省社會課囑託

生 江 孝 之

兒童保護等の諸事業の状態を一寸述べて見ようと思ひます。

一九一八年頃から、米國には、政府が議會に提案した母性保護法といふものがあります。今述べました萬朝の電報によれば、この長年の懸案であつた母性保護案が最近通過したものである事が、明らかになりました。

此の母性保護法は、もと／＼米國の兒童局の議案

によつたものであります。一九二二年児童局が設立されてから後、各種の方面にこの局が努力しましたので、十年を出でざる今日に於て、アメリカの児童保護事業が、驚くべき發達をいたしました。

児童局は、一九一九年に、この母性保護法を提案しました。この法律を提案した理由は、最初は都會以外の地方町村の母性を保護するのが主旨でありました。最近十年間に、都會の地に於ては、児童殊に乳兒の保護がよくゆきわたつて、乳兒等の死亡率も少くなり、妊産婦の健康もまして來るやうになりました。しかし地方に於ては、醫師の缺乏や、社會的設備が不完全な爲め、乳兒、産婦の保護は、事實上閉却せられてゐました。従つて、都會では、乳兒等の死亡率が減りつゝあるに拘はらず、地方に於ては一向減少の傾向を見なかつたのであります。

かくの如き状態から、米國に於ては、地方町村に於ける妊産婦、乳兒保護が、極めて必要があつたのであります。一例を云へば、米國の農村では、分娩前後に適當な保護を受ける産婦は、僅かに二割にし加過ぎなく、何等の設備のない爲め保護をうけないものが、約八割の多きに達してゐることが、或地方

を調査した當時に發見されました。

又米國のある地方での調査を見ますと、乳兒の死亡する者の中、生後六週間以内に死するものは、一年間に死する乳兒數の約五割にあつてゐます、即ち一年間に死亡する乳兒の半数は、生後六週間以内に死んでゐると云ふわけであります。

是等妊婦の保護の不完全な事や、乳兒死亡の多い事は、各農村に於てかくの如くであれば、従つて、米國全體にわたる事になります。又乳兒死亡が生後六週間内に多い事は、ひとり米國ばかりの事ではなく、各國同じ現象を表して居ります。乳兒の死亡の多いのは、母親の無智と、社會的に保護の設備の少いから起つたのであります。もし適當な保護の方法、即ち、妊産婦として自分の身體を保護する方法、母として乳兒を保育する方法、を知つて居りましたならば、六週間内に乳兒を死亡せしめるやうな不注意は次第になくなるわけであります。

米國に於いては、最初母性保護及び乳兒保護に對して社會的設備のない多くの地方に向つて、この適當の保護を與へようとするには、法律で道を講ずるにしくはないとて、母性保護案をつつたのであり

ました。さらに一九二〇年頃には、この案の内容を改定して、都鄙共に同一の法律で、母性及び乳児を保護する案に致しました。

この案によつて、米國政府の中央機關中にある労働局、教育局、衛生局の三つが一つになつて、兒童保護委員會なるものを組織して、この事務を取るところとして、兒童局を設立しました。

この母性保護法案の内容は、米國四十州の州内に、兒童衛生課、或ひは兒童衛生掛りを設けた場合に要する費用の半分を、中央政府から補助するといふ案であります。ただし米國政府は、かう云ふ事業に對して、各州を補助するといふ法律を定める事は出来ませんが、中央政府自身がこのやうな法律を制定して、米國全體の保護法を作る事は出来ないものであります。(米國は我が國とは少し趣きを異にしてゐて州各々が別々の法律を有してゐまして、米國全體の法律となるものは、各州に共通な事柄でなくてはならないのであります。例へば、交通の如きは、この州の交通に關する方法はかうで、あの州の交通に關する法律はかうだと、一々異つてゐるは不便でありますから、米國全州同一の法律があるやうなわけで

す。

母性保護法案の如き法律は、米國に於ては、今回始めて起つたわけではなく、兒童職業指導に對しても半費の補助を出し、農業擴張案に對しても五割即ち半分の補助、工業に従事して不具となつた者を教育するのも五割の補助を出してゐるのであります。今回の母性保護法案も、是等の前例に従つて、半費の補助と定めたのであります。

米國政府が米國全州に對して、母性保護法案に従つて最初に出した金額は百萬弗即ち二百萬圓、次に二百萬弗即ち四百萬圓、この事業の擴張につれて四百萬弗即ち八百萬圓、そして今回は舊臘十一月に報せられたやうに六百萬弗即ち一千二百萬圓を年に補助する事になつたのであります。現に米國四十八州の中三十五州は、兒童保護課を設置して、この母性保護法案の補助金で立派に事業としてゐるから、残る十二三州に兒童保護課の如きものが設けられれば米國全國の妊産婦、乳兒保護事業は、全く徹底するわけになるのであります。

さて、如何にして兒童保護をなすべきかは、矢張り母親を教育するより外はないのであります。十一

月の電報に、母親教育補助金といふやうな事が云つてありましたのも、これを意味するのだと思ひます。米國の都市に於ては、社會衛生看護婦、巡回看護婦といふものがありまして、自分の受持ちの區域を絶えず巡回して、病人の看護法とか、時節の衛生とかを教へて歩いてゐます。この巡回看護婦の役目を更らに廣くして、妊婦の注意や乳兒保育の方面にも向けるやうにして、この方面の智識を母親に教へさせます。又一方には、兒童健康相談所の如きもの、妊産婦相談所の如きものを設けるなりして、社會のこんな機關を通して、社會的保護をしてやる事にします。此等の設備は、米國の諸都會には徹底的に施されてゐますが、地方農村には未だ缺乏してゐる所が多いので、此の母性保護法案によつて徹底させようとするのです。

母性保護法案に依りて、半格六百萬弗即ち千二百萬圓が、米國政府から補助させられる事になつたのですから。全州が出す半格六百萬弗を加へると、總てで日本の金で二千四五百萬圓の費用を投じて、今や米國は、妊産婦、乳兒の保護に盡力することになります。

かうなれば、米國に於て多年心配してゐた妊産婦、乳兒の死亡を減少する事が出来やうと思ひます。保護のゆき届かない爲めに妊産婦が虚弱になつたり、乳兒が死亡したりすることは、是等の保護設備のために、必ず減少する事と思ひます。

しからば、母性保護法案の如き法律は、米國で初めてのものであるかどうかと云ふに、決してさうでなく英國に於ても妊産婦乳兒の保護が實施されてゐるし、他のヨーロッパの諸國に於ても相當に行はれてゐるのであります。

今此處に英國の例をお話して見ますと、一九一一年に國民保健法といふものが制定されました、これに依ると婦人は分娩の際に、三十志から六十志、即ち十五圓から三十圓迄の補助金を政府から受ける事になつてゐます。英國の各地方に於ては、妊産婦の爲に特別の施設が、都會と同じやうに出来てゐます。又一九一八年頃に英國政府が、是等の事業の爲に補助した金額は二百五十萬圓内外に達して居ります。補助金の格に相違はあるが、英國も亦米國に劣らず、この種の保護事業に盡力してゐます。

米國に於て、母性保護法案に依つて、半格の補助

金を支出して、この保護事業を保護してゆくといふのは、米國の兒童保護、即ち妊産婦、乳兒保護の爲めに、慶賀すべき事でありませう。

我國に於ても、妊産婦、乳兒保護の聲が盛んになりつつある時に、米國の如き徹底的設備は出来ないまでも、この母性保護法案の如きはよい参考となら

## 幼兒教育の改善

只今の幼稚園で子供を取扱つて居る有様を見ますと、自分の子供ならあんな幼稚園にはやりたくない、と思はれる事が度々あります。と云つて、別に大した新しい意見もありませんが、かうありたいと常々思つてゐた事もありますから、此處に一寸申し上げて見ませう。

第一に子供の個性の發達に重きを置いて貰ひたい事でありませう。

幼稚園と云へば、三四十人の子供を一組として、或ひは遊戯をさせたり、或ひは唱歌を歌はせたり、或は折紙等の手工を教へたりして居るのでありま

うと思ひます。いはんや、太平洋會議で、世界平和の聲が響きわたらうとしてゐる時に、健全な國民をつくり、意義ある生活を造らせる事は、最も必要な事でありませう。米國がこの時にあたりて、母性保護法案の通過を見たのは、誠に意義ある事と思はれます。

## 野口 援 太 郎

す、頭腦の早く發達してゐる子供も、比較的によい子供も、皆一樣に遊び半分に、幼稚園で半日を暮してかへると云ふに過ぎないのであります。

勿論、子供をよく遊ばせてやる、といふ事だけでも有益な事かも知れませんが、發達し得べき頭腦を所有してゐる子供にも、幼稚園時代には數をかぞへる事を教へてもいけない、讀みたがる文字も教へるには未だ早い、といふ様にして、他からおさへてやるのは悪いと思ひます。こんな子供には、數もかぞへる事を覺えさせてやればよいし、讀本も尋常一年位のはよめたら讀ましてやつてもよいのです。頭腦